

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する  
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者  
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月27日 釧路地方法務局帯広支局 登記官 神山陽子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4601-2025-70004	十勝郡浦幌町字厚内二条通二丁目6番
4601-2025-70005	十勝郡浦幌町字厚内二条通五丁目12番